

第 2 5 回 期

第 1 2 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 1 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 5 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 9 人・推進委員 1 0 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二

推 進 委 員（簗 輪・袖 山）		関根	盛夫
同（中 根 松）		会田	信二
同（大 草）		斎藤	良文
同（小 貫・太田 輪）		薄井	常義
同（里白石・福貴作）		須藤	寿行
同（里白石・福貴作）		鈴木	政吉
同（山 白 石）		我妻	伸司
同（山 白 石）		岡田	勇弥
同（浅 川・滝 輪）		緑川	孝雄
同（東大畑・畑田）		小室	一男

4 欠席委員（委員 1 名）

委 員	8 番	小針	充則
-----	-----	----	----

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

2 件

議案第 3 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について 2 件

議案第 3 5 号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1 件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	只今から、第12回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 本日は、雨となっておりますが、明日からまた天気も戻り、暑さも戻ってくるようですが、週末にはまた雨となり本格的に梅雨に入るようです。皆様には急激な気温の変化による体調不良などに十分気を付けていただき、また、今年も暑い夏が予想されております。農作業などでは十分に水分補給していただき熱中症対策などをしていただきたいと思います。 本日の議案は議案第33号から35号まで件数としては4件ほどございます。また、その他としまして3件ほどございます。総会後には関係機関・団体との連携会議も予定されております。本日は長時間となっておりますが、皆様の慎重審議をお願いいたして、私の挨拶といたします。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中9名です。 小針光則委員が欠席となっております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第12回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、1番、金子泰彦委員、4番、藤田保幸委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第33号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。
薄井委員	小貫・太田輪地区担当の推進委員の薄井です。 議案第33号農地法第3条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げ

	ます。譲渡人、***、****さん、譲受人、**、*****さん、以下記載のとおりであります。6月9日午前9時より、地区副担当の藤田委員、譲受人立合いのもと現地にて調査をしてまいりました。 申請の事由は、農業経営の拡大のために、****さんの農地を*****さんが購入したいということでございます。また、場所等も***さんの自宅から約500m離れた場所となっております。以上で農地法第3条第2項①から⑦まで何の問題もなくご審議をお願いしたいと思います。
会 長	それでは、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である*****さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の再認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻を主としており、今回売買する農地については、***さんから以前借り受けて耕作しており、許可後はこれまで通り水稻として利用するとのことでした。 なお、***さんについては、従事日数及び保有する農機具類については問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまふ。以上です。
会 長	ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第33号①について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第33号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第33号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第33号、農地法第3条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第33号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。

須藤委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員、須藤寿行です。 議案第33号農地法第3条②について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、***、****氏、譲受人、***、****氏。以下記載のとおりです。6月11日8時30分より、地区副担当の鈴木啓委員、鈴木政吉委員、私、譲渡人、譲受人立会いの下、調査してまいりました。 ****氏と****氏は本家、分家の親戚関係であります。 申請の事由は****氏の敷地に隣接する****氏の畑がすぐ脇で利便性があるため、親の代から長い間耕作しておりました。このため、固定資産税等の支払いも考慮したいとの**氏の申し出もありまして、整備し引き続き畑として耕作していきたいとのことであります。地域との調和に支障がないことを確認し、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための譲渡ということで申請がありました。今回の申請地は譲受人である****さんの自宅に隣接しており、また、以前から**さんが耕作しているそうです。許可後はこれまで通り畑として利用していくそうです。 なお、**さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。
会 長	ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第33号②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第33号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第33号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項①について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長	【議案朗読】 引き続き説明いたします。 今回の利用権を設定しようとする田んぼは、これまでも当事者間で基盤法により利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権を延長するために計画書が提出されています。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3. 対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。
会 長	この集積計画に対して簗輪・袖山地区推進委員、関根盛夫委員の意見を求めます。
関根委員	簗輪・袖山地区担当の推進委員の関根です。 事務局より説明があった通り、今回の利用権の設定については、利用権の設定の更新であります。調査の農業経営状況から見て第18条第3項第2号はいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないと考えます。以上です。
会 長	事務局説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第34号①について、質疑はございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成ですので、議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。 次に、議案第35号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	【議案朗読】 説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求

	められているものです。 計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 申請者の****さんは平成31年4月に青年等就農計画の認定を受け、新規就農者として5年間農業経営を行ってきました。 今回の申請は**さんが新規就農者の要件である農業経営開始から5年を経過したため、認定農業者の認定を受けるため提出されたものになります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思います。1枚目をご覧ください。****さんは主に、水稻、アスパラガス、ニラによる経営規模拡大を図り、農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。 営農類型は水稻と施設野菜による複合経営です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得****万円、年間労働時間は従事者1人当たり****時間であり、2枚目中段の③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより生産量を実現し、目標へ到達する計画です。なお、年間農業所得の5年目の目標について基本的な構想では、おおむね300万円以上を目標としておりますが、5年後の更新時の計画では改善できる見込みとなっております。なお、計画の策定については普及所の指導員に確認し、経営の安定を図るための生産方式や経営管理の合理化のためのご指導をいただいております。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に意義がないか審議をお願いいたします。以上です。 なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。
会 長	本申請人は染地区の方となりますが、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の方で意見がありましたら発言願います。
鈴木(政)委員	今のところ****さんはかなり年齢も若く、やり手で頑張っていると思いますので、別段、私の方から意見等はありません。
会 長	議案第35条①について質疑を許します。 質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第35号①の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第35号、農業経営改善計画の認定に係る意見①につ

	いては異議なしと意見決定いたします。農地法第3条③は許可相当と意見決定いたします。 次に、その他に入ります。令和7年度農業施策に関する要望事項の検討について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	事務局より説明いたします。 福島県農業会議より、4月24日付け、農業委員会会長宛にて令和7年度の農業施策に関する要望の検討依頼が来ており、先日議案書と一緒に送付させていただきました。資料を事前に送付してございますが、今一度、目を通していただき、何か要望やご意見等ございましたら発言をお願いします。 この場で検討していただき浅川町農業委員会としての要望として取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 (資料に目を通す時間を取る) それではどうでしょうか。皆さんから令和7年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。
会 長	特にないようであれば、浅川町農業委員会としては要望や意見はなしということで、農業会議に報告することとしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会 長	それではそのように決定いたします。 次に、令和5年度農業委員等の最適化活動の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	令和5年度最適化活動の点検・評価についてですが、皆さんが令和5年度に行っていただいた活動を基に事務の実施状況について事務局にて作成しました。今回委員の皆さんに検討していただき、問題なければ農業会議及び県中農林事務所へ提出し、了解を経たのちに町ホームページに掲載する予定です。よろしく願いします。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々時間を取りたいと思いますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 それではどうでしょうか。皆さんから令和5年度の最適化活動の点検・評価についてご意見等ございますか。
会 長	皆さんどうでしょうか。
事務局長	補足となりますが、1番の農業委員会の評価につきましては、令和6年4月1日現在となっておりますので、体制ですとかは6年度4月1日の体制として

	記入させていただいております。目標とかにつきましては令和５年度に作成した目標の数字をいれており、実績としましては令和５年度の実績を記載させていただいております。何かありましたらお願いします。
会 長	特にないようであれば、浅川町農業委員会の最適化活動の点検・評価について、資料の通りとしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会 長	それではそのように決定いたします。なお、点検・評価の公表については、町ホームページにて公表いたします。 次に、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業への利用状況調査(農地パトロール)結果の共有について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	多面的機能支払交付金実施要領及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用にて、当事業に係る状況確認において、農地利用状況調査結果を活用できると規定されており、町より令和６年度以降の調査結果の共有をしてほしいという依頼があったため、今年度の利用状況調査後に結果を共有することについて、皆様のご意見等ありましたら発言をお願いいたします。 なお、共有するデータは「土地の地番」「地目」「利用状況調査結果」のみであり、所有者の氏名等の個人情報については共有しないものであります。 また、共有させていただいたデータ以外に現地確認が必要な場合も想定されますので、そちらにつきましては農政担当の方でそれぞれの組織の方と確認を行っていただくことになりますので、農業委員会の皆様には例年どおりの農地パトロールの業務以外に行っていただく業務内容はございません。
会 長	事務局より説明がありましたが、ご意見等ございますか。 特にないようであれば、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業への利用状況調査(農地パトロール)結果を共有するということでご異議ございませんか。 (異議なしの声)
会 長	それではそのように決定いたします。 その他皆さんから何かございませんか。 なければ、私の方から情報共有ということになりますが、３月総会で議案のあった太陽光パネルの設置工事が５月末頃から始まっているが、隣接する土地に設備を設置したり、発注者からの依頼と工事業者がやっている内容が違っていた。話の食い違いが起きている状況で、工事を止めている状態である。太陽光パネルは各地で設置工事の問題が生じているようです。皆さんにも農業委員会としてもきちんとした対応をお願いします。 事務局より連絡事項をお願いします。

事務局長	次回農業委員会総会ですが、7月19日金曜日、午後1時30分を予定しております。小貫集会所の除外の申請がでてる予定となっております。年度内の完了を目指していることから、県中農林事務所へ相談にいったところ、通常除外の申請を掛けて決定してから転用の申請になるが、同時進行でも良いということでしたので、7月の農業委員会に除外の申請を提案させていただいて、8月の総会に転用の申請を挙げさせていただきたいと思います。 本日、第1回関連団体との連携会議を午後3時より開催します。本日新規就農のパフレットを配布させていただきましたので、ご確認をお願いします。 11月15日に県下農業委員会大会が熱海の方であります。会津方面で1泊の研修を考えておりますので、11月14日、15日のご都合の程よろしくお願いします。
会 長	それでは以上をもちまして、第12回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。
事務局長	一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩

同 議事録署名委員 ⑩